

肥料価格高騰対策事業のお申込みを された農業者の皆様へ（保存版）

下記の事項を遵守・了承いただくようお願いします。

- ①提出された化学肥料低減計画書の内容の写しをお持ち帰りいただき、5年間保存をお願いします。
- ②虚偽の申請等があった場合は、支援金を返還することが必要となります。
- ③取組実施者（肥料販売店、JA）又は県協議会などから、低減計画の取組が実施されたか確認のための書類提出依頼やヒアリングがあるので、御協力いただくこととなります。
（R5年度からR6年度に2回実施見込み）
- ④以下の書類は必ず5年間保管（作成保管）をお願いします。
また、求めに応じて提供をお願いします。
 - 支援金対象肥料の支払い関連書類（請求書、領収書等）
 - 低減計画に取り組んだ証拠となる以下の書類
 - *選択された低減取組により必要書類が異なります。
 - ・ 資材の購入書類（請求書、領収書）
 - ・ 作業記録（施肥記録、写真）
 - ・ 土壌診断や葉色診断の結果と対応がわかる資料
 - ・ その他取り組んだことが分かる書類

お問い合わせ先

海草振興局農業水産振興課	TEL 073-441-3382
那賀振興局農業水産振興課	TEL 0736-61-0025
伊都振興局農業水産振興課	TEL 0736-33-4930
有田振興局農業水産振興課	TEL 0737-64-1273
日高振興局農業水産振興課	TEL 0738-24-2926
西牟婁振興局農業水産振興課	TEL 0739-22-1443
東牟婁振興局農業水産振興課	TEL 0735-21-9632
和歌山県農業環境・鳥獣害対策室	TEL 073-441-2905